

平成21年5月14日

各 位

会社名 名 港海運株式会社
代表者名 取締役社長 荻原 茂
(コード番号 9357 名証第2部)
問合せ先 常務取締役 岡部 和壽
(TEL 052-661-8135)

定款一部変更に関するお知らせ

平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第86期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下、「決済合理化法」という。）が施行されることに伴い、次のとおり変更するものです。

- ① 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされるため、その該当条文（現行定款第7条）及びこれに伴い無効となった単元未満株式の不発行に関する条文（現行定款第9条第2項）を削除するものです。
- ② 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」が廃止されるため、これに伴い無効となる実質株主及び実質株主名簿に関する文言（現行定款第10条第1項及び第13条第3項）を削除するものです。
- ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものです。
- ④ 上記の変更に伴い、条数の繰り上げを行うものです。

2. 変更の内容は次のとおりであります。（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	改正案
<p>第2章 株式 (株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取り扱い規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成</p>

現行定款	改正案
<p>同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>}</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>}</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>